

# 新潟市・株式会社ぐるなび 地域活性化包括連携協定書

新潟市  
株式会社ぐるなび

## 新潟市・株式会社ぐるなび 地域活性化包括連携協定書

新潟市（以下「甲」という。）と株式会社ぐるなび（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化し、新潟市の地域活性化を一層に促進するため、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に緊密な連携を図り、双方の資源を有効に活用した協働による活動を推進し、新潟市の地域活性化に資することを目的とする。

### （連携事項）

第2条 甲と乙は前条の目的を実現するため、以下に掲げる連携事項に取り組むものとする。  
具体的な内容及び時期等については、甲乙協議のうえで別途定めるものとする。

- (1) 新潟の農水畜産物、清酒の普及促進など食文化の振興に関すること
- (2) 食やおもてなしなど新潟独自の文化を活用した観光の振興に関すること
- (3) その他、地域活性化の促進に関すること

### （連携事項の変更）

第3条 甲又は乙のいずれかが連携事項の変更を申し出たときは、その都度協議のうえ、必要な変更を行うものとする。

### （有効期間）

第4条 本協定書の有効期間は、平成28年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日までに、甲及び乙のいずれからも書面による終了の通知がない場合、本協定書の有効期間は1年ごとに自動更新されるものとする。

### （その他）

第5条 本協定書に定めのない事項は、甲及び乙が別途協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名のうえ、双方各1通を保有する。

平成27年2月10日

甲： 新潟市中央区学校町通1番町602番地1  
新潟市長

添、田 哲

乙： 東京都千代田区有楽町1-2-2  
株式会社ぐるなび代表取締役会長

猪木 久和也